

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
第5回宿泊専門委員会 次第

日時：令和7年3月14日(金)(書面開催)

1. 審議事項

- (1) わたSHIGA輝く国スポ 宿泊事務実施要領(案)について
- (2) わたSHIGA輝く障スポ 宿泊事務実施要領(案)について
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 式典弁当・競技会弁当(案)について

湖国の感動 未来へつなぐ



国スポ会期前競技まであと176日

国スポまであと198日 障スポまであと225日

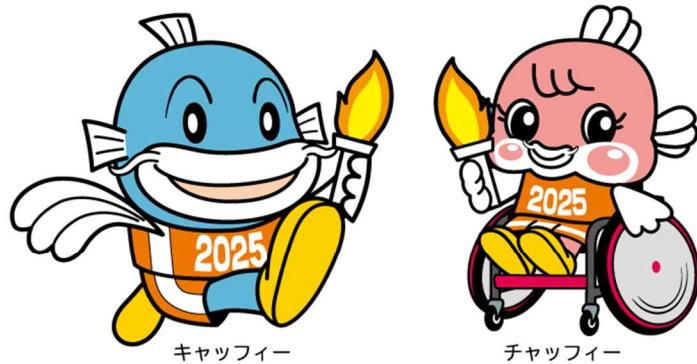


わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会



第5回 宿泊専門委員会

会議資料



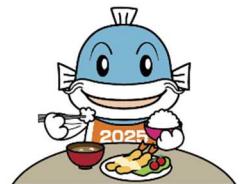
キヤッフィー

チャッフィー

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA 輝く
国スポ・障スポ 2025



第 79 回国民スポーツ大会

【会期前】

2025 年 9 月 6 日 (土) ~ 9 月 15 日 (月)

2025 年 9 月 21 日 (日) ~ 9 月 25 日 (木)

【本会期】

2025 年 9 月 28 日 (日) ~ 10 月 8 日 (水)

第 24 回全国障害者スポーツ大会

2025 年 10 月 25 日 (土) ~ 10 月 27 日 (月)

目 次

委員名簿 …P 1

<審議事項>

- (1)わたSHIGA輝く国スポ 宿泊事務実施要領(案)について …P 3
- (2)わたSHIGA輝く障スポ 宿泊事務実施要領(案)について …P11
- (3)わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 式典弁当・競技会弁当(案)について …P17

<参考資料>

- 専門委員会設置規程 …P20
- 滋賀県情報公開条例第6条 …P24
- 宿泊基本方針 …P26
- 宿泊基本計画 …P28
- わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項 …P31
- わたSHIGA輝く障スポ 宿泊要項 …P36

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員

宿泊専門委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	機関・団体名	役職	名前
宿泊・観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 炳夫
	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	植西 祐一郎
	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	会長	北川 宏
	公益社団法人 びわこビズターズビューロー(国内誘客部)	副部長	堀井 正人
食品・衛生	公益社団法人 滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝
	一般社団法人 滋賀県調理師会	理事・相談役	小野寺 和徳
スポーツ	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上担当次長	辻 和美
	滋賀県障害者スポーツ協会	主幹	吉成 永部
市町関係	滋賀県市長会	事務局長	明石 芳夫
	滋賀県町村会	事務局長	千代 良明
県	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	青山 学
	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	課長	佐藤 雅明
	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	長宗 学
	滋賀県商工観光労働部観光振興局	副局長(兼) 観光企画室長	高木 和彦

審議事項

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊事務実施要領(案)

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊要項」(以下「宿泊要項」という。)に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

2 宿泊申込み手続き

(1) 宿泊申込代表者

わた SHIGA 輝く国スポ合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)は、わた SHIGA 輝く国スポ(第79回国民スポーツ大会)に参加し、または派遣される者の宿泊申込みに関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分	宿泊申込代表者		
都道府県選手団	選手・監督	各都道府県スポーツ協会会長	
	本部役員		
視察員(後催県視察員を除く)			
競技会役員		滋賀県内の各競技団体の長	
競技役員	県内	全国を統括する各競技団体の長	
	県外		
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者	
大会役員		宿泊希望のあった各団体等の代表者	
特別招待者			
その他大会関係者 (後催県視察員を含む)			

※ その他大会関係者とは、大会運営に参加する者で、合同配宿本部が宿泊を必要と認めた者をいう。

(2) 宿泊責任者

ア 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同一のグループまたは行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、行動を共にする者がいない宿泊者については、その者を宿泊責任者として取り扱う。

イ 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

(3) 宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

わた SHIGA 輝く国スポの宿泊申込みは、宿泊申込システム（合同配宿本部が運営し、インターネットを介して、宿泊申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申込まなければならない。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

合同配宿本部は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、合同配宿本部から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力の上申し込む。

なお、合同配宿本部は上記ID・パスワードによりログインした者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

わた SHIGA 輝く国スポ配宿センター

住 所:〒520-0037

滋賀県大津市御陵町 4-1 滋賀県立スポーツ会館 2階

電 話:077-510-1370

F A X:077-510-1378

システムのインターネットアドレス:shigakokuspo_stay@bsec.jp

オ 申込期限

（ア）事前登録

区分	申込期限
都道府県選手団本部役員、観察員、競技会役員、競技役員（県内、県外）、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	令和7年6月16日（月）まで

（注）事前登録のない場合、宿泊本申込は認められない。

(イ) 宿泊本申込

区分	対象競技	申込期限
都道府県選手団(選手・監督)、競技会役員、競技役員(県内・県外)	水泳、バレー、ボーラー(ビーチバレー、ボーラー)、体操、ローイング、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	令和7年8月15日(金)まで
	上記以外の競技	令和7年9月1日(月)まで
都道府県選手団(本部役員)、観察員、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	水泳、バレー、ボーラー(ビーチバレー、ボーラー)、体操	令和7年7月30日(水)まで
	自転車	令和7年8月5日(火)まで
	上記以外の競技	令和7年8月12日(火)まで

(注)宿泊申込期限以降は、宿泊申込みを受け付けない。

カ 団体競技に参加する選手・監督の宿泊申込みについて

以下の対象団体競技において、対象競技の各種別の競技会開始日から競技会最終日の前日までの宿泊について、対戦相手との同宿や宿替えを含めた配宿をおこない、勝ち残り数のみの客室確保を行うことで、可能な限り競技敗退日の翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室が発生しない配宿を行う。なお、競技敗退日の翌日以降の客室は確保しない。

(ア) 対象団体競技

水泳(水球)、サッカー、ホッケー、バレー(6人制)、バスケットボール、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール、ラグビーフットボール、高等学校野球(硬式・軟式)

(イ) 宿泊申込日程

競技の参加者については、競技種別の競技会開始日から競技会最終日の前日泊まで全て申し込むこととし、参加する競技種別の最終日は必要に応じて申し込むこと。また、宿泊の変更および取消しについては、「2(5)ア」によらず、宿泊申込後は、大会への参加取消し等の特別な事情が無い限り認めない。なお、宿泊が可能な日程は、参加する競技種別の競技会開始日の4日前からとする。

(ウ) 宿泊取消料について

宿泊取消料は、「2(5)オ」のとおりとするが、上記の対象団体競技においては、競技敗退日の翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室が発生しない場合は宿泊取消料を不要とする。ただし、以下については、各宿泊施設の宿泊取消

料規定を適用する。

- ・合同配宿本部が指定した宿舎に宿泊しない場合。
- ・各競技別実施要項「3 種別(種目)及び参加人員」に定める人数を超えて宿泊を申し込む場合、参加人員を超える人数分について宿泊取消料が発生する可能性がある。
- ・参加する競技種別の最終日について宿泊を申し込み、取り消した場合。

(4) 宿舎の決定

- ア 合同配宿本部は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。
- イ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。
- ウ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設(以下「指定宿舎」という。)に対し、配宿決定通知書兼宿舎確認回答書を送付する。
- エ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)に対し、配宿結果のデータをシステムにより確認できるようとする。

(5) 宿泊の変更および取消し

ア 宿舎決定後の宿泊の変更および取消し(以下「宿泊変更等」という。)については、大会への参加取消し等の特別な事情がない限り認めない。ただし、「2(3)カ」で対象とする団体競技の宿泊変更等は、「2(3)カ(イ)」に記載のとおりとする。

また、都道府県選手団等の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、「第68回国民体育大会における宿泊について」(平成25年9月11日付け第25回体協国体発第85号)の趣旨に基づき、合同配宿本部から日本スポーツ協会へ報告し、同協会国民スポーツ大会委員会において関係団体に対する処分等が協議される。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、合同配宿本部が宿舎決定通知書をシステムの画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力の上、合同配宿本部に申し込む。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

エ 合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認できるようにし、その処理結果を記録する。

オ 宿泊取消料

(ア) 宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、指定宿舎への到着が困難な場合は、宿泊責任者が指定宿舎と協議して取消料を決定する。

- ・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

(イ) 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、「2(5)オ(ア)」の定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

(ウ) 宿泊取消料は、宿泊責任者または本人が指定宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

3 宿泊料金等の精算

- (1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税、宿泊税および宿泊取消料(以下「宿泊料金等」という。)の精算は、宿泊要項の定めるところにより、指定宿舎の指定する方法により精算を行う。
- (2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票(様式1)等により互いに確認する。
- (3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書(様式2)により、宿泊責任者の退宿時までにその支払額を確定する。
- (4) 指定宿舎は、宿泊精算確認書3片のうち1片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1片を速やかに合同配宿本部へ送付する。また、残りの1片は指定宿舎が保管する。
- (5) 指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、宿泊責任者を債務者として宿泊料金等を請求する。

4 宿舎における紛議

指定宿舎における紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合、合同配宿本部がその処理に当たる。

5 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

また、収集した個人情報は、わた SHIGA 輝く国スポ終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、合同配宿本部が別に定める。

(様式1)

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊連絡票

提出日時 月 日

この用紙は、変更、確認不足等によるトラブルを避けるためのものであり、宿泊日数に応じた枚数をチェックイン時にお渡ししております。お手数ではございますが、毎日宿泊責任者(宿泊者)様がご記入いただき、毎朝ご出発前にフロントへご提出ください。

1. 宿泊施設名

--	--

2. 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
<input type="checkbox"/> 選手・監督 <input type="checkbox"/> 競技会役員	※報道員は、会社名を記入	※選手・監督、競技会役員、競技役員のみ記入	※選手・監督のみ記入
<input type="checkbox"/> 都道府県本部役員 <input type="checkbox"/> 競技役員			<input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> 視察員 <input type="checkbox"/> 報道員			<input type="checkbox"/> 少年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> その他大会関係者 <input type="checkbox"/> その他 ()			

※参加区分、競技種別については、該当する箇所に☑をお願いします。

3. 前日 (月 日) の宿泊実績は下記になります。

宿泊内訳	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	計
	名	名	名	名	名

4. 宿泊人数の確認

本日の宿泊計	
	名

5. 食事人数の確認（入宿前の食事連絡からの変更）

本日の夕食	有 名	欠食 名	欠食申出日時	月 日 時
翌日の朝食	有 名	欠食 名	欠食申出日時	月 日 時

※食事人数の有、欠食の合計が「4.宿泊人数」となるようご記入ください。

※入宿後に食事の変更連絡を行った場合は、申し出日時が欠食控除の適用内か宿泊施設とご確認のうえご記入ください。

※欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限ります。(わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項)

6. その他連絡事項があればご記入ください。

連絡事項	
------	--

令和7年 月 日

宿泊責任者 署名

宿泊施設担当者 署名

わたSHIGA輝く国スporte 宿泊精算確認書

1. 指定宿舎

宿泊施設名				
所在地				
電話番号	-	-	FAX番号	-

2. 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
<input type="checkbox"/> 選手・監督 <input type="checkbox"/> 競技会役員		※報道員は、会社名を記入	※選手・監督、競技会役員、競技役員のみ記入
<input type="checkbox"/> 都道府県本部役員 <input type="checkbox"/> 競技役員			<input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> 視察員 <input type="checkbox"/> 報道員			<input type="checkbox"/> 少年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> その他大会関係者 <input type="checkbox"/> その他 ()			

※ 参加区分、競技種別については、該当する箇所に印をお願いします。

3. 宿泊責任者氏名

様

4. 宿泊実績

宿泊料金 宿泊区分別(税込)10%	1泊2食(円)	1泊朝食(円)	1泊夕食(円)	素泊まり(円)	宿泊税(円)
	円	円	円	円	円
宿泊日(月/日/曜日)	1泊2食(人数)	1泊朝食(人数)	1泊夕食(人数)	素泊まり(人数)	小計
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人
宿泊料金小計	円	円	円	円	円
入湯税小計	円	円	円	円	円
宿泊税小計	円	円	円	円	円
宿泊料金合計	円	円	円	円	円 ①
入宿後 区分別宿泊取消料	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価
8日～4日前	%	円 件	円 件	円 件	円 件
3日～前日	%	円 件	円 件	円 件	円 件
宿泊予定当日	%	円 件	円 件	円 件	円 件
入宿後宿泊取消料合計	※連泊の取消の場合は、申出日を起算日に宿泊予定日毎の宿泊取消料単価と件数(人数)を該当欄に記入してください	(2)	円		
入宿前宿泊取消料合計	※「配宿決定通知書」(変更通知)の取消料欄の「累計」額を記入してください。	(3)	円		

請求合計額 ①+②+③	円
----------------	---

上記内容に相違ありません。

令和7年 月 日

宿泊責任者署名

宿泊施設担当者署名

注1)宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。

注2)宿泊実績記入欄が不足する場合は別票で記入してください。

注3)精算時までに宿泊施設様がご記入いただき、宿泊責任者または代理の方に内容確認いただいて、宿泊代金等を確定ください。

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊事務実施要領(案)

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く障スポ宿泊要項」(以下「宿泊要項」という。)に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関する必要な事項を定める。

2 宿泊申込手続き

(1)宿泊申込代表者

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、わた SHIGA 輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)に参加し、または派遣される者の宿泊申込みに関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分		宿泊申込代表者	
選手団	選手・監督	都道府県・政令指定都市が定める者	
	役員		
	介助者		
競技役員	県内	滋賀県内の各競技団体の長	
	県外	全国を統括する各競技団体の長	
視察員(後催県視察員を除く)		宿泊希望のあった各団体の代表者	
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者	
大会役員		宿泊希望のあった各団体の代表者	
特別招待者			
その他大会関係者 (後催県視察員を含む)			

※ その他大会関係者とは、大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者をいう。

(2)宿泊責任者

ア 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同一のグループまたは行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、行動を共にする者がいない宿泊者については、その者を宿泊責任者として取り扱う。

イ 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

(3)宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

わた SHIGA 輝く障スポの宿泊申込みは、宿泊申込システム(県委員会が運営し、インターネットを介して、宿泊申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。)により申し込まなければならない。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

県委員会は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、県委員会から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力の上申し込む。

なお、県委員会は上記ID・パスワードによりログインした者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

わた SHIGA 輝く障スポ配宿・輸送センター(以下「配宿・輸送センター」という。)

住 所:〒520-0037

滋賀県大津市御陵町4-1 滋賀県立スポーツ会館 2階

電 話:077-510-1372

F A X:077-525-2201

システムのインターネットアドレス:shiga_shospo@bsec.jp

オ 申込期限

申込期限については以下の表のとおりとする。

区分	申込期限
選手団	令和7年6月30日(月)まで
選手団以外	令和7年8月18日(月)まで

(4)宿舎の決定

ア 県委員会は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。

イ 県委員会は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。

ウ 県委員会は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設(以下「指定宿舎」という。)に対し、配宿決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。

(5)宿泊の変更および取消し

ア 宿舎決定後の宿泊の変更および取消し(以下「宿泊変更等」という。)について は、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、県委員会がシステムの 画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取

消画面に変更内容を入力の上、県委員会に申し込む。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

エ 県委員会は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認できるようにし、その処理結果は記録する。

オ 宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。

なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、指定宿舎への到着が困難な場合は、宿泊申込代表者もしくは宿泊責任者が、指定宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となり、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

3 宿泊料金等の精算

(1)宿泊料金、休憩料金、入湯税、宿泊税および宿泊取消料(以下「宿泊料金等」という。)の精算は、選手団は、配宿・輸送センターを介した請求書払いとする。また、選手団以外について指定宿舎が指定する精算方法により支払うものとする。

なお、これら以外の料金については、指定宿舎が定める方法により宿泊責任者が直接宿舎に支払う。

(2)指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票(様式1)等により互いに確認する。

(3)指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書(様式2)により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

(4)指定宿舎は、宿泊精算確認書3片のうち1片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1片を速やかに配宿・輸送センターへ送付する。また、残りの1片は指定宿舎が保管する。

(5)指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、選手団にあっては配宿・輸送センターを、選手団以外にあっては宿泊責任者を債務者として、宿泊料金等を請求する。

4 宿舎における紛議

指定宿舎における紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合、県委員会がその処理に当たる。

5 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、県委員会および配宿・輸送センターにおいて宿泊業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

また、収集した個人情報は、わた SHIGA 輝く障スポ終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、県委員会が別に定める。

(様式1)

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊連絡票

提出日 月 日

この用紙は、変更・取消等の確認不足によるトラブルを避けるためのものであり、宿泊日数に応じた枚数をチェックイン時にお渡ししております。

お手数ではございますが、毎日宿泊責任者(宿泊者)様がご記入いただき、毎朝ご出発前にフロントへご提出ください。

1 宿泊施設名

宿泊施設名

2 宿泊団体

参加区分	都道府県・政令指定都市	競技種目	障害区分
<input type="checkbox"/> 選手団 <input type="checkbox"/> 大会役員・特別招待者	※報道員は、会社名を記入	※選手団、競技役員のみ記入	※選手団のみ記入
<input type="checkbox"/> 競技役員 <input type="checkbox"/> 視察員			<input type="checkbox"/> 身体
<input type="checkbox"/> 報道員 <input type="checkbox"/> ボランティア			<input type="checkbox"/> 知的
<input type="checkbox"/> その他大会関係者			<input type="checkbox"/> 精神
<input type="checkbox"/> その他 ()			

※参加区分、障害区分については、該当する箇所に をお願いします。

なお、該当する参加区分がない場合は、御手数ですが、最下部のその他に団()内に御記入ください。

3 前日 (月 日) の宿泊実績は以下のとおりです。

宿泊内訳	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	計
	名	名	名	名	名

4 宿泊人数の確認

本日の宿泊計	
	名

※宿泊予定日の8日前の宿泊取消の申出から、宿泊取消料の対象となります。

5 食事人数の確認

本日の夕食	有 名	欠 名	欠食 申出日時	月 日 時
翌日の朝食	有 名	欠 名	欠食 申出日時	月 日 時

※食事人数の有、欠食は「4 宿泊人数」の内訳となるようにご記入ください。

※入宿後に食事の変更連絡を行った場合は、申出日時が欠食控除の適用内か宿泊施設と確認のうえ、ご記入ください。

※欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。

6 その他連絡事項があればご記入ください

連絡事項	
------	--

令和7年 月 日

宿泊責任者 署名

宿泊施設担当者 署名

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊精算確認書

1 指定宿舎

宿泊施設名			
所在地			
電話番号	—	—	FAX番号 —

2 宿泊団体

参加区分	都道府県・政令指定都市	競技種目	障がい区分
<input type="checkbox"/> 選手団	<input type="checkbox"/> 大会役員・特別招待者	※報道員は、会社名を記入	※選手団、競技役員のみ記入
<input type="checkbox"/> 競技役員	<input type="checkbox"/> 観察員		※選手団のみ記入
<input type="checkbox"/> 報道員	<input type="checkbox"/> ボランティア		
<input type="checkbox"/> その他大会関係者			<input type="checkbox"/> 身体
<input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 知的
			<input type="checkbox"/> 精神

※参加区分、障がい区分については、該当する箇所に☑をお願いします。

なお、該当する参加区分がない場合は、御手数ですが、最下部のその他に団()内に御記入ください。

3 宿泊責任者氏名

[] 様

入湯税(円)

円

4 宿泊実績

宿泊料金 宿泊区分別(税込)	1泊2食(円)	1泊朝食(円)	1泊夕食(円)	素泊まり(円)	宿泊税(円)
	円	円	円	円	円

宿泊日(月/日/曜日)	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	小計
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人
宿泊料金小計	円	円	円	円	円
入湯税小計	円	円	円	円	円
宿泊税小計	円	円	円	円	円
宿泊料金等合計	円	円	円	円	① 円
入宿後 区分別宿泊取消料	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価
8日～4日前	%	円 件	円 件	円 件	円 件 円
3日～前日	%	円 件	円 件	円 件	円 件 円
宿泊予定当日	%	円 件	円 件	円 件	円 件 円
入宿後宿泊取消料合計	※連泊の取消の場合は、申出日を起算日に宿泊予定日毎の宿泊取消料単価と件数(人数)を該当欄に記入してください。				② 円
入宿前宿泊取消料合計	※センターが送付する「団体別宿泊取消料一覧」の取消料合計をご記入ください。				③ 円
請求合計額 ①+②+③	円				

上記内容に相違ありません。

令和7年 月 日

宿泊責任者署名

宿泊施設担当者署名

注1)宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。

注2)宿泊実績記入欄が不足する場合は、別票でご記入ください。

注3)精算時までに宿泊施設様がご記入いただき、宿泊責任者または代理の方に内容確認いただいて、宿泊代金等を確定ください。

參考資料

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定
最終改正:
令和4年(2022年)8月7日
第12回常任委員会一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第 13 条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

別表(第2条関係)

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の立案に関すること。2 会場地(開・閉会式場および陸上競技会場を除く。)の選定に関すること。3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関すること。4 競技施設の整備計画の立案に関すること。5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の推進に関すること。2 競技施設基準に関すること。3 競技施設の整備計画の推進に関すること。4 文化プログラムに関すること。5 他の専門委員会に属さない事項(重要な事項を除く。)に関すること。
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 広報の基本的事項に関すること。2 県民運動の基本的事項に関すること。3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関すること。	<ol style="list-style-type: none">1 広報の実施に関すること。2 県民運動の推進に関すること。3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関すること。4 その他広報および県民運動に係る事項に関すること。
競技運営専門委員会	1 第 79 回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)の競技運営に係る計画の立案に関する	<ol style="list-style-type: none">1 国スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。2 国スポの競技役員等の養成お

	<p>こと。</p> <p>2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。</p> <p>3 その他国スポの競技運営に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>および編成に係る計画の推進に関すること。</p> <p>3 国スポの競技用具の整備に関すること。</p> <p>4 国スポのリハーサル大会に関すること。</p> <p>5 国スポの競技記録に関するこ</p> <p>と。</p> <p>6 その他国スポの競技運営に係る事項に関すること。</p>
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<p>1 第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 その他障スポに係る重要な事項に関すること。(他の専門委員会の付託事項を除く。)</p>	<p>1 障スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 その他障スポに関するこ</p> <p>(他の専門委員会の委任事項を除く。)</p>
宿泊専門委員会	<p>1 宿泊の基本的事項に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 その他宿泊に係る重要な事項に関するこ</p>	<p>1 宿泊業務に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 標準献立および食品調達に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 その他宿泊に関するこ</p>
医事・衛生専門委員会	<p>1 医事・衛生の基本的事項に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関するこ</p>	<p>1 医療救護および防疫に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 食品衛生および環境衛生に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 その他医事衛生に関するこ</p>
輸送・交通専門委員会	<p>1 輸送および交通の基本的事項に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関するこ</p>	<p>1 全国輸送に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 総合開・閉会式の輸送に関するこ</p> <p>と。</p> <p>3 競技会場地の輸送に関するこ</p> <p>と。</p> <p>4 その他輸送および交通に関するこ</p>

式典・会場専門委員会	1 式典および開・閉会式会場の基本的事項に関すること。 2 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。 3 その他式典および開・閉会式会場に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式の企画および運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗および炬火イベントに関すること。 5 開・閉会式会場の管理に関すること。 6 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 7 その他式典および開・閉会式会場に関すること。
警備・消防専門委員会	1 警備および消防防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備および消防防災に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式会場の警備および消防防災に関すること。 2 その他警備および消防防災に関すること。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認める

ことにつき相当の理由がある情報

- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条第1号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

平成 30 年(2018 年)5 月 21 日
第 6 回 常任 委員会 決定
令和元年(2019 年)5 月 17 日
〔 第 7 回 総会 一部 改正〕

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。
障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のこととに配慮して行う。
 - ①都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - ②障スポの選手・監督については、障害特性を配慮する。
 - ③競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
 - ④役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

令和元年(2019年)5月17日
第7回常任委員会決定
〔令和元年(2019年)5月17日〕
〔第7回総会一部改正〕

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

（1）宿舎に関する調査の実施

【国スポ】

選手・監督、役員、観察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

【障スポ】

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

（2）宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

（3）仮配宿計画の作成

【国スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町が連携し、仮配宿計画（会場地市町ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

【障スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

（4）宿舎の充足対策

【国スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用（以下「転用施設」という。）および民家の利用（以下「民泊」という。）ならびに近隣市町の旅館の利用（以下「広域配宿」という。）を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や民泊の受け入れおよび広域配宿が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県および会場地市町等による連絡会議を設置する。

【障スボ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

【国スボ】

県と会場地市町は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

【障スボ】

県は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

【障スボ】

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

【国スボ】

参加者の宿泊料金は、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本スポーツ協会において行う。

【障スボ】

参加者の宿泊料金は、国スボの宿泊料金を参考にしたうえで、県準備（実行）委員会が、決定する。

3 宿泊本部

各都道府県および会場地市町との連絡を密にし、宿泊の申込み、変更および取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

【国スボ】

昼食弁当については、県および会場地市町が、必要に応じて調達斡旋を行う。

【障スボ】

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会本大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関する、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、わたSHIGA輝く国スポ合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保および配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員および視察員
- (2) 報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定および確保

宿舎の選定および確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等および研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場および練習会場までの交通状況および環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別および男女別に考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員および競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員および競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、 3.3 m^2 (2畳)以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500円 ～18,000円	2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000 円～14,400 円	2,250 円～16,200 円
4(2)に掲げる者		1,750 円～12,600 円

(5) 休憩料金

入宿日の 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)または本人が当該宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精

算することができる。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和7年9月2日(火)15時から令和7年10月8日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員および競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第79回国民スポーツ大会実施要項(以下「大会実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督および都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更および取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民スポーツ大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の宿泊人数または宿泊日程の変更および取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更および取消しが困難な場合は、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(3) 入宿後の宿泊人数の変更および取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿

舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。

宿舎は、変更および取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会または会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金とともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県委員会は、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体および宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿および宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に宿泊申し込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、役員、介助者 (以下「選手団」という。)
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、観察員、報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿泊施設の選定および確保

宿舎の選定および確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿舎に配宿するよう努める。
- (2) 移動にかかる負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場へ移動しやすい宿舎に配宿するよう努める。

(3) 障害者にとって利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舎と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。(わたSHIGA輝く国スポーツ宿泊料金を参考に設定)ただし、大会役員等が、定員未満での利用等を希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500円 ～18,000円	2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	

※1 1泊2食料金は500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000円～14,400円	2,250円～16,200円
4(2)に掲げる者		1,750円～12,600円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

大会参加の取消しや、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

- ・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となり、宿泊取消しを申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金および宿泊取消料については、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿舎が定める方法により支払うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、令和7年 10 月 23 日(木)15 時から令和7年 10 月 28 日(火)10 時までとする。

9 宿泊の申込み

(1) 選手団については、都道府県および政令指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットにより県委員会に申込みを行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵送により申込むことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。
- (4) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更および取消し

- (1) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵送により行うことを認めるものとし、この場合にあっても速やかに県委員会に連絡するものとする。
なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。
- (2) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日とする。また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日とする。
- (3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。なお、任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100円以内(税抜)

12 その他

- (1) 宿舎での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領

に定めるものとする。

- (3) 宿泊料金、昼食弁当料金とともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。